

第3章 プランの理念と体系

白井市では、第4次総合計画において、「市民と築く安心で健康なまち しろい」を白井市の将来像として設定し、子どもから大人までまちのいたるところに人が集まり、笑顔が絶えない明るいまちをイメージして、「つなげよう！人と笑顔、地域の輪」をサブスローガンとしています。

将来像を実現するためには、市民の積極的な市民参加・参画が必要であり、市民との協働を進めることとしています。

1. 白井市の市民参加・協働の捉え方

(1) 市民参加・協働の考え方

白井市では、市民参加・協働について、白井市市民参加条例により以下のとおり定義しています。

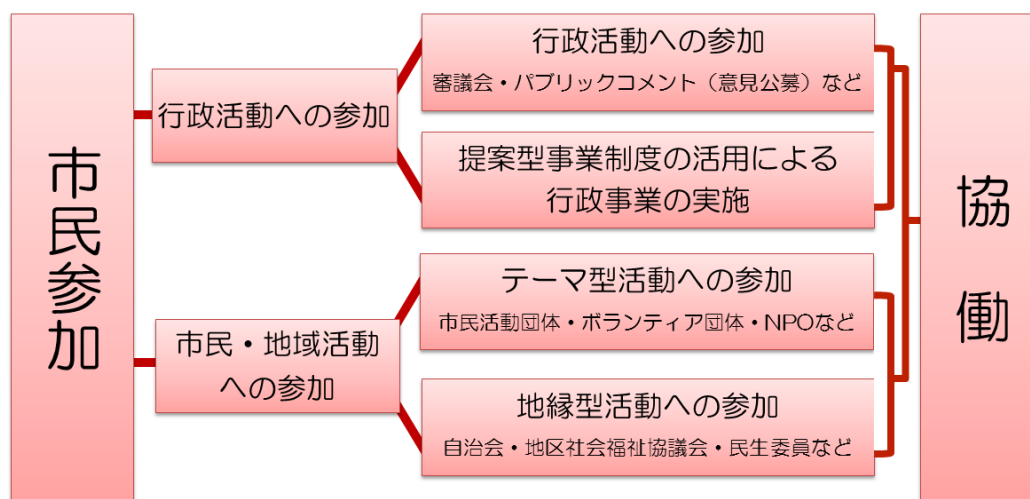
市民参加

市の施策の立案から実施及び評価に至るまで、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との連携・協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することをいう。

連携・協働

市民と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、信頼関係を築くとともに、相互に補完し、協力することをいう。

市民参加・協働のいずれについても、市民と市が、お互いの意見や対話を通じて、それぞれの役割を認め合い、お互いの良いところを活かしながら、共通の目的である課題解決（まちづくり）に向けて、協力する関係であるとしています。



Q. 協働を進めるうえでの基本原則は？

A. パートナー(市民等)と白井市のお互いのルールとして、基本的な原則を定めています。

協働を進めていくためには、この原則をお互いに理解することが重要となります。

- ① 目的共有の原則 市は、協働の目的についてパートナーと話し合い、共有・確認します。
- ② 相互理解 相互の特性（長所や短所）を理解し、尊重します。
- ③ 自主性の尊重 市は、パートナーの活動が自主的かつ自己責任のもとで行われていることを理解し、その主体性を尊重します。
- ④ 対等な関係 お互いが上下の関係ではなく、横の関係を保つことを心がけます。
- ⑤ 相互自立 どちらかに依存するのではなく、お互い自立した関係を保ちます。
- ⑥ 情報の公開 説明責任を遂行し、協働について社会的理解を得るよう努めます。

Q. 協働の定義は？

A. 協働という言葉について、決まった定義はありません。

それぞれの自治体で、それぞれの現状を踏まえて定義しています。

白井市では、平成 16 年 6 月に制定した「市民参加条例」において、協働を「市民と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、信頼関係を築くとともに、相互に補完し、協力することをいう。」と定義しています。

また、千葉県及び県内の自治体では、千葉県は「千葉県パートナーシップマニュアル」、船橋市は「市民協働の指針」、鎌ヶ谷市は「市民との協働戦略プラン」にて協働を定義しています。

いずれの定義においても、今回のプランで定めるように、協働の基本原則を踏まえたうえで、「お互いの意見や対話を通じて、それぞれの役割を認め合い、お互いの良いところを活かしながら、共通の目的である課題解決・まちづくりに向け、協力する関係」となっています。

『千葉県パートナーシップマニュアル』

区 分	支 援 (サポート)	協 働 (コラボレーション)	外部委託 (アウトソーシング)	市町村	協働の定義
関 係	(NPO) 活動に必要な資源が不足 ←資源を提供(行政)  “NPO のやりたいこと”を 行政が応援する関係	(NPO & 行政) 対等な関係の下、互いの力 を持ち寄り、役割分担し、 事業を一緒につくり実施  “NPO の目的”と”行政の 目的”を 1 つの事業の中 で両方とも実現する関係	(行政) 仕事を決めて依頼 →決められたことを実行  “行政のやりたいこと”を NPO が実現する関係	船橋市	あらゆる主体が、それぞれの社会的役割と責務を認識し、互いの持つ特性を尊重しつつ、補完し合い、協力・連携し合いながら、市民福祉の増進に向けた地域交流の活性化や地域における課題解決という共通の目的のために、創造的かつ持続的に取り組むこと。 「市民協働の指針」
成 果	多様で自立的・継続的な NPO 活動の実現	より市民ニーズに沿った相乗 効果のある社会サービスの実 現、市民の自助力の向上	行政サービスの向上や経費 の削減	鎌ヶ谷市	市民同士が、また市民と市が相互に対等な関係のもと、互いの特性や立場を十分理解し、認め合いながらそれぞれの役割と責任のもとに、地域社会に共通する課題の解決や目標の実現に向けて協力すること。 「市民との協働戦略プラン」
(参考) 具体的に進める ための手法例	補助金 環境整備(制度創設など) 広報支援 助言	実行委員会・共催 補助金 委託 事業協力	委託		

(2) 協働の領域

市民の多様なニーズに対し効果的・効率的な公共サービスを提供するには、市民と市の役割分担が必要です。

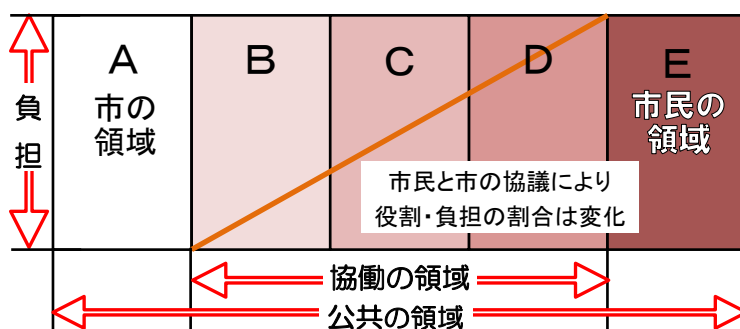
協働には様々な段階があり、役割分担や負担の割合も多様ですので、市民と市が、多くの協働の実践や検証を行いながら、それぞれの事業における適切な領域を導き出す必要があります。

どのような事業をどの様に実施すれば、「より良い公共サービスを、公共サービスの受け手であるその他の市民に提供することができるのか。」ということをあらかじめ、市民と市が、意見や対話を通じて決定することが最も大切です。

また、白井市が目指す市民参加・協働では、市民による市民相互の協働や市民と行政の協働については、市が一方的に決定を行うものではありません。協働の段階において、最適な協働の領域は異なりますので、相互の議論と対話により、見直す必要があります。

市民参加・協働における領域と負担の考え方

公共サービスには、市が単独で施策・事業などを実施している A のような市の領域、市民活動団体や事業者が、社会性・公共性を持つ活動を単独で実施している E の領域のような市民の領域、B～D の領域のように市民と市がお互いの役割分担と負担を協議し、協働する領域があります。



- A: 市の責任と主体性により独自に事業を行う領域
- B: 市が主体性を持って行い、市民等が参加・協力して事業を行う領域
- C: 双方がお互いの特性を活かし、協力し合いながら事業を行う領域
- D: 市民等の主体性をもとに市が協力して事業を行う領域
- E: 市民等が自発的に責任を持って独自に事業を行う領域

負担とは、労働力・場所の提供、補助金・助成などの資金支援、対価などをいいます。

例えば、ボランティア活動（有償・無償を問いません。）のような労働力の負担や市民活動団体が実施する公益的な活動に対して市が補助を行うようなものをいいます。

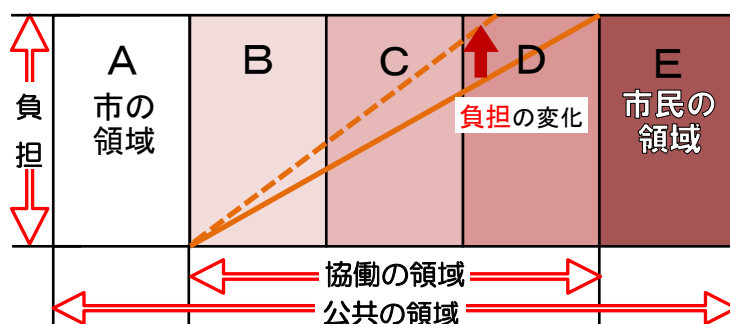
白井市が目指す市民参加・協働の領域と負担

白井市が目指す市民と市の協働では、市民と市のお互いが話し合いによって、協働の方法や負担（労働力・場所の提供、補助金・助成などの資金支援、対価など）を決定します。

協働の方法やそれぞれの負担は、事業の進捗状況に応じてその都度、お互いに話し合って決定します。

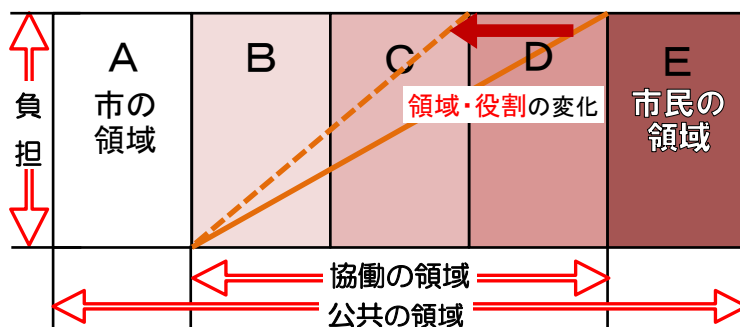
【負担の割合の変化】

市民と市が協働で実施する事業が順調に推移することで、持続的な活動が可能となり、市の負担が減ります。



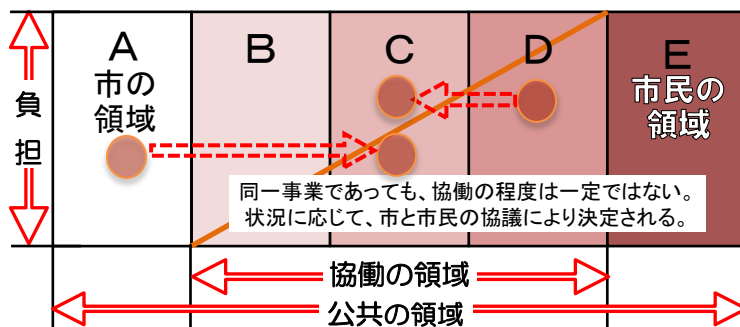
【望ましい役割の変化】

市民と市が協働で実施する事業が順調に推移することで、持続的な活動が可能となり、市民がより活躍できる環境が整備されます。



【成果の達成における負担・役割の変化】

市と市民がそれぞれで実施していた事業を協働で実施して、話し合いと実績を重ねることで、単独で実施するよりもそれぞれの負担が減り、より充実した事業が展開されます。



※同一の事業でも、事業の進捗状況や環境に応じて変わります。

(3) 市民参加・協働に適した分野や事業とは

白井市においては、まちづくり、健康、福祉、環境、防災分野の事業が市民参加・協働において効果的である分野として考えられ、主に実践していましたが、それ以外の数多くの分野・事業においても、市民参加・協働の視点で事業を実施した方が、効果的で、効率的なサービスを実現することができる事業があります。

市民参加・協働が可能な分野については、市民と市でお互いの資源や環境について意見交換を重ねて、徐々に市民参加・協働が拡大することを目指します。

■ 市民参加・協働に適した事業と事業例

	事業例
コミュニティの形成や醸成が期待でき、市民参加の拡大やまちの活性化につながる事業	・ イベントの企画運営 ・ 公園等の公共施設の管理運営 など。
市民が相互に支え合う、共助を基本とした活動が展開される事業	・ 地域の環境美化活動 ・ 高齢者支援事業 など。
特定分野の専門性など、市民等の特性が十分に発揮され、市との異なる発想での事業展開が期待できる事業	・ 相談事業 ・ 情報提供事業 ・ 計画策定事業 ・ 調査研究事業 など。
地域やサービス対象者の実情に合わせ、きめ細やかで柔軟な対応が必要とされる事業	・ 地域防犯・防災事業 ・ 障害者福祉事業 ・ 子育て推進事業 ・ コミュニティ施設等の管理・運営など。
状況に応じて迅速に対応する必要がある事業	・ 災害時におけるボランティアコーディネート事業
今まで、市が取り組んだことのない先駆的な事業	・ 医療機関と連携した高齢者地域見守りネットワークなど

■アダプトプログラム アダプト 530 クラブ



美しい住環境を創る為に「ゴミのポイ捨て防止」を目的に白井市「アダプトプログラム」の認定団体として、平成 21 年 4 月に発足しました。

主な活動は、白井駅前の公共灰皿の清掃管理と道路分離帯での花植えと維持管理をボランティアとして毎月 2 回定期的に実施しています。

■高齢者支援事業 ふれあい大松



大松地区に高齢者が多い事に着目した市民大学校を卒業した 2 名が、高齢者が元気で楽しく地域で暮らせることをテーマに、大松自治会の協力の下で、集会場を利用して、平成 23 年 7 月に「ふれあい大松」を立ち上げました。

毎月開催される講座と交流会は、毎回、和やかな雰囲気の中、約 60 名程度が参加しています。

■避難所運営訓練 白井市自治連合会



災害が発生した場合を想定し、日ごろからの防災に対する意識を高めるために自治連合会が、市や企業と連携して、学校の体育館で避難所運営の図上訓練を行なっています。

平成 24 年度は、清水口小学校区地区を中心に 170 名の参加がありました。今後は、各小学校区の自治連合会支部でも実施が予定されています。

■富士地区合同防犯現地診断 富士地区



市民（防犯指導員）、市、千葉県警、千葉県が連携して、防犯や交通安全上課題がある場所について、一緒に確認することで、地域の課題や情報の共有を図っています。

■防犯パトロール 桜台地区防犯連絡会



平成 13 年に桜台地区で続発した不審火をきっかけとして桜台地区の自治会を中心に組織化されました。

現在は、小中学校や桜台センター、保育園、市、印西警察などが連携して、桜台地域の実情にあった、きめ細やか地域ぐるみの防犯体制を整備しています。

(4) 市民参加・協働の手法

市民参加・協働の手法として、市は次のとおり手法を分類しています。

市民参加・協働を行う場合、市民と市お互いの立場を尊重し、対等な関係で議論を行うとともに、建設的な意見を可能な範囲で事業に反映できるよう工夫し、信頼関係を築いていくことが各手法に共通して重要なことです。

どの市民参加・協働の手法で実施することが適切であるかを判断するためには、その事業の内容や趣旨について、どのような取り組みがより効果的で合理的なのかを総合的に判断し、最も効果が期待できる方法を選択することが必要です。

■ 市民参加の手法

	内 容	実施計画の事業
審議会	市が、条例などにより、複数の市民で構成する機関。審議内容等について、審議・検討の中で、市民から様々な視点の意見を直接聴取します。	● 補助金等見直し適正化事業（白井市補助金評価委員会） ● 市民参加事業推進事業 市民参加推進会議 ● ごみの資源化推進事業 廃棄物減量等推進審議会
パブリックコメント （意見公募）	市が、市民に情報を提供したうえで、市民の都合にあわせて、課題や問題についての指摘・意見を聴取します。	● 次世代育成支援地域行動計画推進事業 ● 環境基本計画推進事業 ● 国民保護計画推進事業
アンケート	市が、アンケート調査により、多くの市民から意見の方向性を聴取します。市は、実施予定の公表と結果の公表を行います。	● 美しい景観形成推進事業 小中学生へのアンケート 景観写真展 ● バス交通推進事業 循環バスの利用者アンケート
意見交換会	市が、市民と行政の対等な立場で議論を行い、市民同士の自由な意見交換の中から多様な意見を導き出します。	● 地域福祉計画策定推進事業 ● 中小企業活性化支援事業 ● 懇談会開催事業 タウンミーティング
ワークショップ	市が、市民の自由闊達な発想により抽出された施策に関する課題・問題点の全体共有を意見として聴取します。	● 障害福祉サービス事業 ● 地域福祉計画策定推進事業
住民投票	市が、実施する非常に重要施策の決定について市民の意思を表明する機会を設定するもので、市民の意思を直接確認します。	● 白井市が印西市、印旛村及び本埜村と合併することの可否に関する住民投票 （※過去に実施した事業であり、現在の実施計画事業ではありません。）

■ 協働の手法

	内 容	実施計画の事業	パートナー
事業委託 (協働型)	市が責任をもって担うべき事業を市民の特性を活かし、より効果的に実施するため市民活動団体などに委託します。	● 公園緑地等住民管理事業 ● 学童保育所業務など	・ 自治会 ・ 地区社協 ・ 市民活動団体
事業補助	市民活動団体などが行う事業に対して財政的な支援を行うことで公益を実現します。	● 市民自治組織活動補助金 ● 総合型地域スポーツクラブ支援事業など	・ 自治会 ・ 地区社協 ・ 市民活動団体
共 催	市民活動団体などと市が共に主催者となって事業を行います。	● 平和事業 ● 農産物ブランド化推進事業 ● 児童館事業など	・ 自治会 ・ 地区社協 ・ 市民活動団体 ・ 事業者
後 援	市民が実施する事業の公益性を認め、支援するため後援名義の使用許可を行います。	● 人権意識啓発事業 ● 河川等環境保全事業など	・ 自治会 ・ 地区社協 ・ 市民活動団体 ・ 事業者 ・ 市民個人
事業協力	市民と市がお互いの特性を活かし一定期間継続的な関係で協力し合いながら事業を実施します。	● 環境学習・環境教育事業 ● ごみの減量化推進事業	・ 自治会 ・ 地区社協 ・ 市民活動団体 ・ 事業者 ・ 市民個人
アダプト プログラム 制度	市民活動団体などが公共施設の「里親」となり、美化活動や施設の現状を市へ報告し、市は保険加入や物品の支給などを行います。	● 白井友の会【自治会】 ● アダプト 530 クラブ【市民活動団体】 ● (株)ホームック【法人】	・ 自治会 ・ 地区社協 ・ 市民活動団体 ・ 事業者
政策提言	市民が持つ専門知識や技術、地域に密着した活動から生まれる施策を市に提案し、政策形成に取り入れます。	● 学校安全対策事業 ● 総合計画推進事業など	・ 自治会 ・ 地区社協 ・ 市民活動団体 ・ 事業者 ・ 市民個人
情報交換 ・ 情報提供	市民と市が、それぞれ持つ情報を提供し合い、それを活用します。	● 食からの健康づくり支援事業 ● 防犯対策事業 ● 虐待防止対策事業など	・ 自治会 ・ 地区社協 ・ 市民活動団体 ・ 事業者 ・ 市民個人
実行委員会	市民と市が実行委員会や協議会を構成し、連携して実施します。	● 成人式事業 ● 各種大会開催事業（梨マラソン大会） ● 市民文化祭開催事業など	・ 自治会 ・ 市民活動団体 ・ 事業者 ・ 市民個人

2. 協働によるまちづくりに向けた様々な主体とその役割として期待していること

(1) 市の役割

市は、市民参加・協働によるまちづくりに積極的に関わり、市の事業について広く情報を発信し、市民、市民活動団体、事業者の意見を聴き、行政への参加を促進します。

また、市民、市民活動団体、事業者の社会貢献活動を促進するため、市民が活動しやすい基盤・しくみを整備します。

併せて、職員の意識改革を図り、各課において市民参加・協働の事業が展開できるよう事業内容を見直すとともに、市民参加・協働のコーディネーターとして市民、市民活動団体、事業者の活動を支援していきます。

(2) 市職員の役割

市職員は、研修などを通じて、市民参加・協働の手法や取り組みなどの背景の理解に努めます。

また、事業を行うときは、市民参加・協働による事業の可能性を検討するとともに、実施段階において、市民、地域コミュニティ、市民活動団体、事業者と意見交換や対話を通じて、それぞれが協働して活動しやすいきっかけや環境を整備します。

(3) 市民の役割

市民一人ひとりが、まちづくりの主役であり、様々な協働の主体の原動力です。このプランでは、市民参加条例に基づき「市民」を市内に居住している人をはじめとして、市内で働く人や学んでいる人、公共的・公益的な活動をしている人、市の活動に利害関係を有する人全てを含めて「市民」としています。

市民は、地域社会へ関心を持ち、市民一人ひとりが持つ豊かな創造性、知識、経験等を十分にまちづくりに活かしながら、より開かれた行政を展開し、市民主体のまちづくりを行えるよう、地域活動や市民活動に参加又は協力していくよう努めます。

また、市民の主体的な参加や活動を通して、協働によるまちづくりを支えています。

(4) 地域コミュニティの役割

地域コミュニティとは、自治会や町会、自主防災組織、地区社会福祉協議会、消防団、PTA、高齢者クラブなどの自主的に参加した市民の総意と協力により、お互いの助け合いによる住み良い地域社会を構築することを目的として構成された一定の地域を対象とする活動を行う集団です。

市民の生活に密着した地域コミュニティは、市民相互の親睦と連携を図り、個人では解決が困難な地域の持つ課題に対して、地域でできることを考え、様々な団体や人材を結びつけて地域内で補い合うコミュニティを形成し、安心して暮らせる誇りある地域社会づくりに努めます。

また、地域活動を活性化させるために、女性や若年層の参加と世代間の交流を推進し、次世代へのまちづくりの担い手を育成します。

(5) 市民活動団体（ボランティア団体・NPO）の役割

ボランティア団体やNPOなどの市民活動団体は、自らの社会的使命の実現のために、その活動を充実させ、積極的に情報発信し、社会的評価を得られるよう努める必要があります。更に、社会や地域に貢献したいと願う市民に自己実現の場や社会参加の機会を提供することにより、市民活動の推進・拡大を図る必要があります。

また、その活動を活性化・本格化させていくために、組織運営、資金、人材確保などのマネジメント能力の向上など、自立して活動を継続していくための取り組みも必要となります。

地域課題や社会課題の解決の担い手として、その専門性等を生かして、地域コミュニティや行政等と協力・連携し、主体的に協働によるまちづくりを推進します。

(6) 事業者の役割

事業者は、それぞれの地域社会の中で「企業市民」として、共に公共を担う「市民」としての役割があると考えられます。

事業者は、自らが社会貢献活動（CSR）を通じて積極的にまちづくりに参加することもありますし、従業員等に地域活動や市民活動に参加しやすい環境をつくったり、活動に対して助成や寄付、物的な支援を行ったり、専門的技術力を地域社会に還元するなど、経営資源を活用した活動を展開することが考えられます。

地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図りながら、地域コミュニティ活動や市民活動への参加や側面的な支援を行うなどの社会貢献活動を通じて協力することによって、協働によるまちづくりの推進に寄与します。

事業者が地域社会を支える公共の担い手としての役割を増すことが予想されます。

3. 白井市が市民参加・協働で目指す姿

これまでの市民参加・協働の取り組みを大切にしながら、このプランでの課題と方向性を踏まえ、更なる市民参加・協働を進めるため、「響きあい」を基本とした市民自治のまちを目指します。

響きあい ～響きあい みのりある協働のまち しろい～

「市民参加」多様な市民とともにつくる

市民、市民活動団体、事業者などの多様な市民が市の計画策定、事業の実施、評価に参加し、市とともにまちをつくりあげていく「市民参加」を目指します。

「市民自治」みんなで地域をつくる

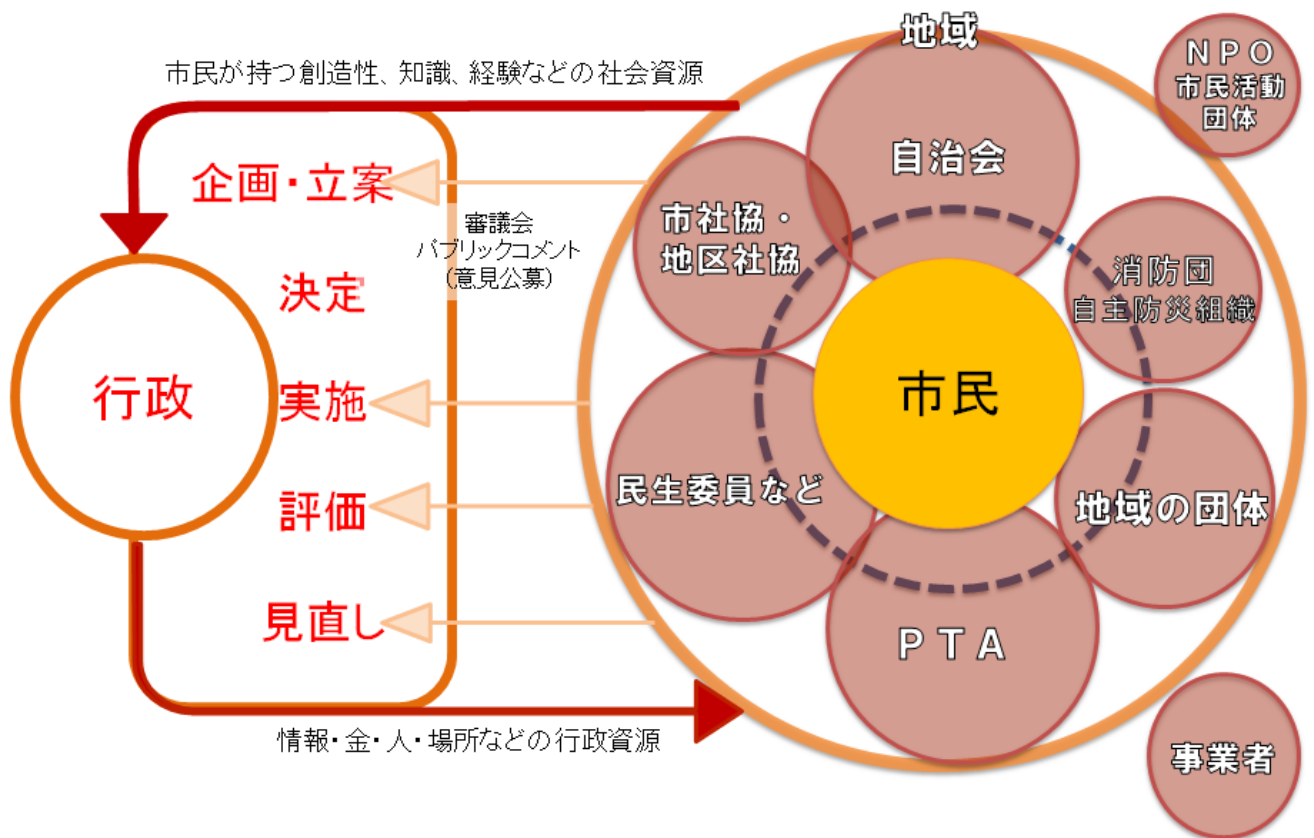
自治会や地区社会福祉協議会、自主防災組織、市民活動団体、事業者などが一体となって、地域で連携・協力することで、地域の課題を解決する「市民自治」を目指します。

「市民協働」共有と信頼で築く

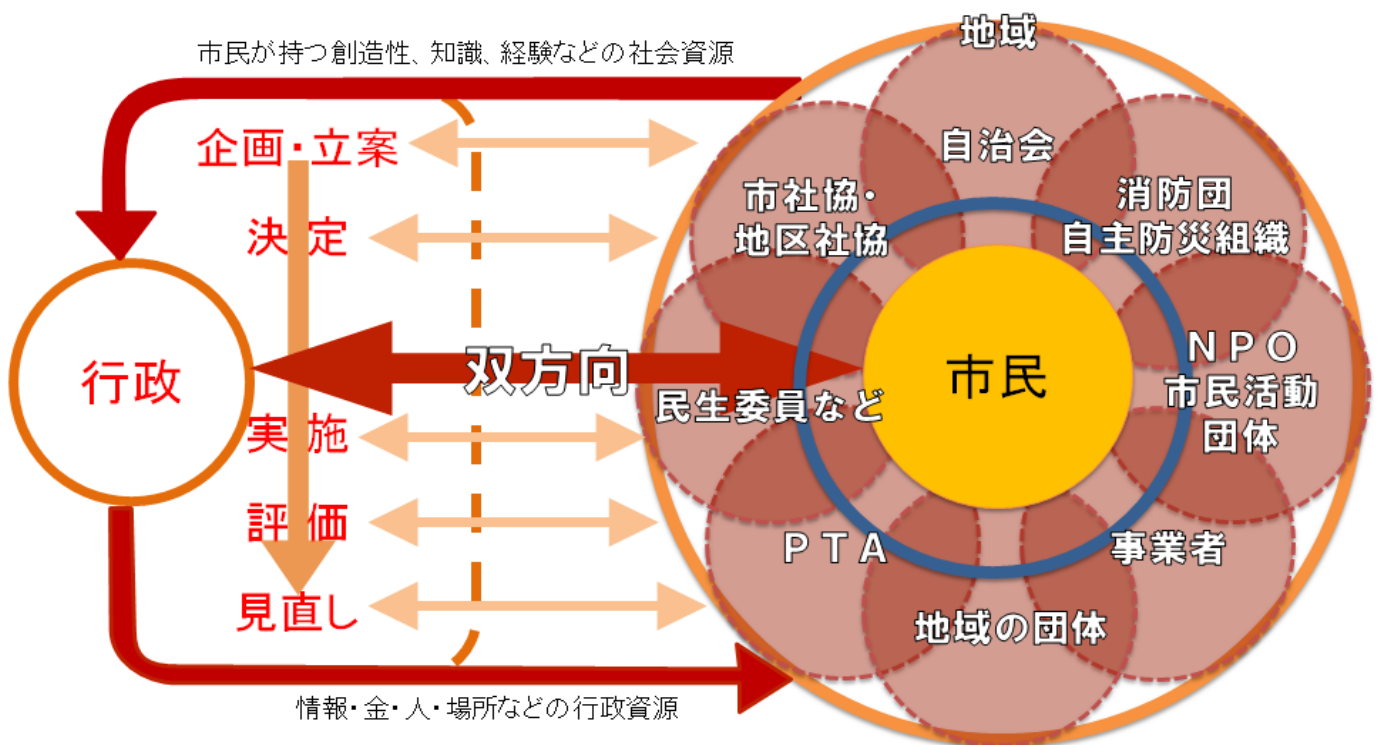
市民、市民活動団体、事業者、市が、情報と目的を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して、信頼関係を築きながら「市民協働」を目指します。

市民と市が、お互いの意見や対話を通じて、
市民同士、市民と市、市の各部署同士の連携が密になり
それぞれ「響きあう」市民参加・協働を推進していきます。

これまでの市民参加・協働のイメージ



これからの市民参加・協働のイメージ



4. プランの施策体系と方針

市は、市民参加・協働による「響きあい」を基本とした市民自治のまちを目指します。

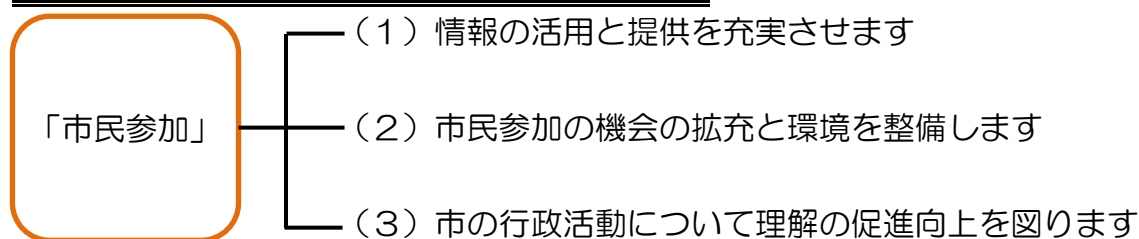
市は、市民、自治会、ボランティア団体や NPO などの市民活動団体、事業者などの様々なまちづくりの主体とともに、次の 3 つの姿と推進施策に沿った取り組みについて、お互いの意見や対話を通じて、市民参加・協働を推進していきます。

市が、「市民参加」「市民自治」「市民協働」で目指す 3 つの姿の達成に向け、市民参加・協働を推進するための政策として取り組んでいく事業の体系は、次のとおりです。

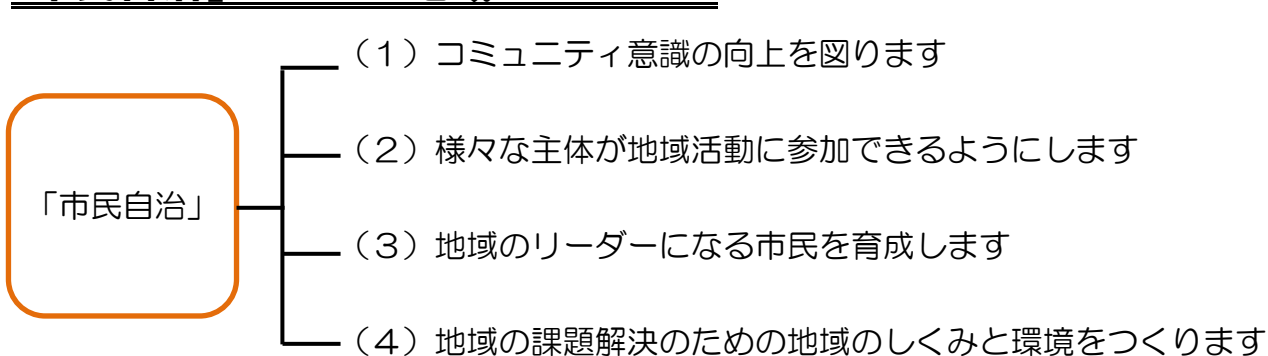
このプランの計画期間は、後期基本計画と整合性を図り、平成 24 年度から平成 27 年度までを実施の目途とします。ただし、長期的な視点で取り組む必要のある事業については、第 5 次総合計画を視野にいて取り組みます。

これらの事業を市が段階的に展開することで、後期基本計画のそれぞれの事業が、市民参加・協働の視点によって、より効果的に推進されることを目指しています。

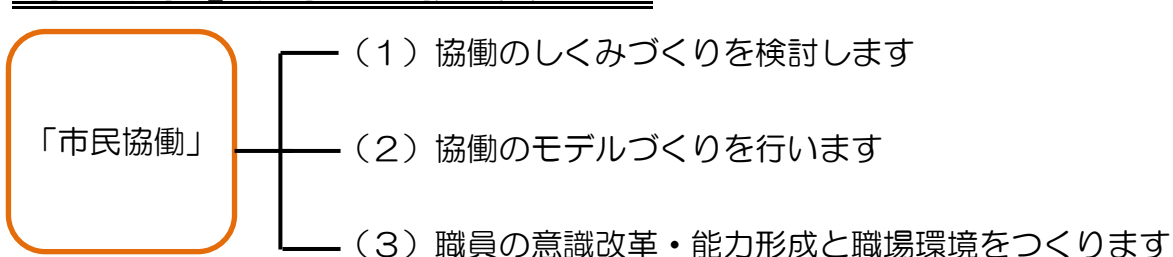
「市民参加」 多様な市民とともにつくる



「市民自治」 みんなで地域をつくる



「市民協働」 共有と信頼で築く



	3つの目指す姿	政 策	事 業
響きあい みのりある協働のまち しゅい	「市民参加」 多様な市民と ともにつくる	情報の活用と提供の 充実	(1) ICT（情報通信技術）を活用した情報提供の充実
			(2) 市の情報発信場所の拡充
			(3) 市の内部会議の検討結果の情報提供
			(4) 市民のニーズ把握と分析の充実
		市民参加・協働の 機会の拡充と環境の整備	(1) 審議会などの会議への市民公募委員の確保
			(2) 参加しやすい市民参加の手法の採用
		市の行政活動を 知る・学ぶ	(1) なるほど行政講座の充実
			(2) テーマ別市民推進員の養成
			(3) 事業説明・発表会の開催
	「市民自治」 みんなで 地域をつくる	コミュニティ意識 の向上	(1) 地域の魅力発見と地域を知る機会の強化
			(2) 子ども世代の地域との関わり強化
			(3) 市の PR の推進
			(4) 美しい景観形成の推進
		地域活動に参加 しやすい環境づくり	(1) 団塊シニア世代の活動支援のしくみづくり
			(2) 自治会・公益的市民活動団体の支援と加入促進
			(3) 市民活動推進センターの機能・規模拡充の検討
			(4) 市民活動団体認証制度の研究
			(5) 市民活動保険制度の創設
		地域のリーダー になる市民を養成	(1) 地域コミュニティリーダーの養成
			(2) 市民活動コーディネーターの養成
		地域の課題解決の ための地域のしくみ と環境づくり	(1) 小学校区を基礎としたまちづくり組織の設立
			(2) 地域コミュニティ活動支援のための財源 確保策の検討
			(3) 企業の社会貢献活動支援策の検討
			(4) 空き店舗などの民間施設の有効活用
	「市民協働」 共有と 信頼で築く	協働のしくみづくり	(1) 協働のルールづくり
			(2) 市民との協働の外部評価の実施
			(3) 協働推進体制の構築と市民協働に対応した 庁内組織の改編
		協働のモデルづくり	(1) 協働モデル事業の実施と発信
			(2) 協働事業提案制度の拡充
			(3) 民間活用による協働事業の検討
		職員の意識改革・ 能力形成と職場環境 づくり	(1) コーディネート型職員の育成
			(2) NP0・ボランティア活動の理解と参加の推進
			(3) 地域コミュニティ活動実績の把握と活用

第4章 施策の具体的展開

1. 「市民参加」 ～多様な市民とともに～

(1) 情報の活用と提供の充実

広報しろいやホームページなどの情報発信の内容について、市民が分かりやすくなるための工夫をするとともに、市の情報の管理体制の一元化を進めます。また、審議会などの会議も原則公開し、審議過程や結果について情報提供を進めます。

(1) ICT（情報通信技術）を活用した情報提供の充実

様々な市民が、気軽に市の情報や市政に触れることができるように広報しろいや市ホームページなどで、情報通信技術を活用し、市民への情報提供を更に進めます。

【具体的な事業】 [企画政策課 秘書広報課 総務課 各課]

- ① 市民が見やすいホームページの作成と管理
- ② 市が所有する行政資料の一覧を市HPで提供
- ③ 窓口手続きをわかりやすくするため動画などを利用し情報提供

市民の取り組み				実施スケジュール		
市民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
- 市政に参加する。 - 市に情報を提供する。 - 市の情報に興味を持つ。	- 市政に参加する。 - 市に情報を提供する。 - 市の情報に興味を持つ。	- 市政に参加する。 - 市に情報を提供する。	- ミニコミ誌 - 一般市民	① 市HPの見直し ② 行政資料の一覧を市HP上で提供する。 ③ 動画配信の調査・検討	見やすい市HPの管理	試行

(2) 市の情報発信場所の拡充

駅や銀行、商店などの人が集まる場所に市の情報提供スペースを設置することで、市民が市政や市の情報を知る機会を増やします。

【具体的な事業】 [秘書広報課 市民活動支援課]

- ① 駅・郵便局・銀行の広報設置スペースや駅前掲示板を市の情報提供場所とし、市民への情報を掲示・設置
- ② 情報提供場所の拡充

市民の取り組み				実施スケジュール		
市民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
- 市政に参加する。 - 市に情報を提供する。 - 市の情報に興味を持つ。	- 市政に参加する。 - 市に情報を提供する。 - 市の情報に興味を持つ。	- 市に情報提供のためのスペースを提供する。 - 市政に参加する。 - 市に情報を提供する。	- 鉄道会社 - 郵便局 - 銀行 - 大型スーパー - 病院 - 一般市民	① 情報提供場所の位置付けを決定 ② 情報提供場所の拡充		①・②市政・市の情報提供

(3) 市の内部会議（決定機関）の検討結果の情報提供

市政の決定過程における情報の市民との共有を進めるため、市の内部会議のうち市政運営の基本的方針、重要な施策等を決定する場として位置付けられている政策会議の内部会議における検討結果を提供します。

【具体的な事業】 [企画政策課]

- ① 「情報提供施策の推進に関する基本方針」（平成 24 年 3 月決定）に基づき、政策会議に付議された案件の概要及び決定事項について、市民にわかりやすく情報を提供

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
・市政に関心を持つ	・市政に関心を持つ	・市政への関心を深める。		①方針の遵守とわかりやすい情報提供		

(4) 市民のニーズ把握と分析の充実

アンケートなどの市民が抱く生活実感による市民ニーズを把握・分析する方法を更に研究し、実施することで、市民ニーズをより市の事業に反映させます。

【具体的な事業】 [各課]

- ① 市民が抱く生活実感に基づくニーズ把握（満足度、重要度、行動様式、感じ方）を踏まえたアンケートなどの意識調査の結果を事業に活かす方法の調査・研究と実施

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
・アンケートなどに協力し、市に生活実感に基づくニーズを伝える。	・市に生活実感に基づくニーズを伝える。	・市の情報を有効に活用する。	・ミニコミ誌一般市民	①アンケートなどの意識調査・分析の実施		
・市の情報に興味を持つ。	・市の情報に興味を持つ。	・市に情報を提供する。		②意識調査・分析の手法の調査・研究		

Topics 白井市の取り組み

広報しろい

- 広報しろいは、市の情報を知るための方法として、最も知られている方法です。策定会議では、情報提供の充実のために、広報しろいについて、子どもや高齢者向けの広報紙の作成や市民編集委員制度などについても意見がありました。
- 市は、現在、市民編集委員などの市民による紙面づくり取り入れていませんが、アンケートの実施や、市民からの情報をもとに作成するイベント情報など、徐々に市民参加のしくみを取り入れ、よりよい情報の提供を目指しています。
- また、多くの市民に市の情報を提供するために、協働による市民の取り組みも行われています。広報しろいによる情報提供をより充実させるため、市民活動団体の「白井市朗読奉仕会やまびこ」は、視覚障がいを持つ市民のために昭和 60 年から、CD などの録音による声の広報を提供しています。

(2) 市民参加・協働の機会の拡充と環境の整備

平成 16 年に白井市市民参加条例が制定されてから、市は行政への市民参加を計画的に取り組んでいます。今後もより多くの市民意見を市政に反映できるよう、市民参加の機会を拡充するとともに、より市民が市政に参加しやすくなるよう市民参加の手法の充実・改善を行います。また、市民参加のためには、あらかじめ議論と対話により、お互いの目的を共有し、役割、責任を明確にすることが必要です。お互いが持つ情報について、対話を行うことができる環境の整備を拡充します。

(1) 審議会などの会議への市民公募委員の確保

白井市の審議会などの会議における市民公募委員については、行政に参加する市民が固定化している傾向があり、働き盛り世代や若年者層の市民参加が少ない状況です。

そこで、住民基本台帳から、無作為抽出した市民を対象に、審議会などの会議の市民委員になっていただく方を公募し、応募いただいた方をあらかじめ市が登録し、登録された方の中から市民委員を選任する制度を研究し、働き盛り世代や若年層、女性などの今まで市政に参加する機会がなかった市民が市政に参加するきっかけをつくります。

【具体的な事業】 [市民活動支援課 総務課]

- ① 審議会などの会議への市民公募委員枠の拡大
- ② 無作為抽出型公募市民登録制度の研究と制度化
- ③ 無作為抽出型公募市民を対象とした市の制度の研修

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
• 市政に参加する。 • 無作為抽出された場合積極的に参加する。	• 市に生活実感に基づくニーズを伝える。 • 市の情報に興味を持つ。	• 市政に参加する。 • 市に情報を提供する。		①市民公募委員枠の拡大 ①審議会等の公募枠の調査 ②制度の研究	制度化	実施 ③委員の研修

(2) 参加しやすい市民参加の手法の採用

委員や参加者の意見を積極的に引き出すため、市民参加しやすく、また意見を述べやすい市民参加の手法を積極的に採用します。

【具体的な事業】 [各課 市民活動支援課]

- ① 委員や参加者の意見を積極的に引き出し、議論と対話を活発にするため、市民参加しやすく、また意見を述べやすいワークショップ形式による会議運営を積極的に採用
- ② 市民が市役所以外で、市の施策に意見を述べ市政に参加することができるように Facebook や電子掲示板、Twitter などの情報通信技術を活用した市民参加のしくみを研究

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
◆ 市政に参加する。 ◆ 市に関心を持つ。 ◆ 意見を述べる ◆ 情報を発信する。	◆ 市に生活実感に基づくニーズを伝える。 ◆ 市の情報に興味を持つ。	◆ 市政に参加する。 ◆ 市に情報を提供する。	◆ 一般市民			

Topics 白井市の取り組み

市民参加と ICT

- Twitter や Facebook などのインターネットを利用した人の交流のしくみ（SNS）を通じて市民の声を拾い、行政に反映する自治体が増えています。
- そのきっかけは、東日本大震災における情報提供機能としての評価によるものでしたが、携帯電話やサービスの普及に伴い、素早く効率的に行政サービスを提供するための「情報インフラ」として、防災対策における ICT を活用した取り組みが本格化しているためです。
- 策定会議でも、情報通信技術の活用による市民参加の事例として、市民が作成する電子掲示板に、市民が市政、まちづくりについて日頃思っていることを自由に意見し、市民が生声を発することができる場「スピーカーズ広場」をつくる取り組みについて委員から事例報告がありました。
- また、委員からは、市民の意見や要望を蓄積することで市の事業を実施する際に、市民の意見として参考にしたらよいのでは。という意見もありました。

(3) 市の行政活動を知る・学ぶ

市民が、行政参加をする時は、個人の利益だけではなく、地域や市の利益を考え行動することが求められています。市は、市の行政活動について市民が学習する機会をつくとともに、市民が行政活動を理解しやすくするための工夫を行います。

(1) なるほど行政講座の充実

市民が行政に対する理解を深め、自らまちづくりに参加できるよう情報を提供するために市の職員が、市民の学習の場に出向き、市政の取り組みなどの話しをする「なるほど行政講座」について、更に市民が利用しやすくなり、市の行政活動の理解を深めることができるように充実させます。

【具体的な事業】 [企画政策課]

- ① 講座名を市民が興味を持つタイトルへ変更、講座の内容がわかりやすくなるよう改善。事業のPR方法の検討

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
- なるほど行政講座を利用する。 - 市政に参加する。 - 実感に基づくニーズを伝える。	- なるほど行政講座を利用する。 - なるほど行政講座と連携する事業を検討する。 - 市の情報に興味を持つ。	- 市政に参加する。 - 市に情報を提供する。	- リピーター - 自治会 - 高齢者クラブ - PTA - 地区社協			

(2) テーマ別市民推進員の養成

事業を広く展開するために事業に興味・関心のある市民を事業普及のための推進員に任命し、市民とともに事業展開します。(例：白井市介護予防推進員など)

【具体的な事業】 [各課]

- ① 事業の実施にあたりテーマ別の市民推進員制度を積極的に導入するとともに、積極的に研修の機会を設け、関心のある市民を推進員に養成

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
- 関心のあるテーマの勉強会に参加する。 - 市の情報に興味を持つ。	- 関心のあるテーマの勉強会で、情報提供する。 - 市の情報に興味を持つ。	- 市政に参加する。 - 市に情報を提供する。	- ミニコミ誌 - リピーター - 自治会 - 高齢者クラブ - PTA - 地区社協			

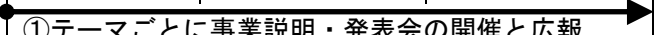
(3) 事業説明・発表会の開催

市がこれから、どのような事業を実施・改善するのか、または、実施・改善したのかなどの市が実施する事業について、あらかじめ市民に向けて説明や発表会を行うことで、市民が関心を持てる機会をつくります。

【具体的な事業】 [市民活動支援課 企画政策課]

① 事業説明会の開催

- ・地域防災計画の見直しに伴う小学校区ごとの意見交換会
- ・まちづくり協議会設立に向けた「地域を考えるフォーラム」の開催

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
・市政に参加する。 ・事業説明・発表会に参加する。	・市政に参加する。 ・事業説明・発表会に参加する。 ・市と一緒に事業を企画する。	・市政への関心を深める。	・ミニコミ誌 ・リピーター ・自治会 ・PTA ・社協	①テーマごとに事業説明・発表会の開催と広報 		

Topics 白井市の取り組み

なるほど行政講座

- なるほど行政講座は、市及び市民の団体等が主催する集会等に市職員が、講師として出向き、市政の説明、専門知識を活かした実習等を行うことにより、市民の行政に対する理解を深め、市民自らまちづくりに参加できるよう情報を提供し、行政並びに生涯学習の推進に資することを目的として平成10年度から実施しています。
- 講座のメニューについては、開始当初は10数種類しかありませんでしたが、今では60種類を超え、豊富なメニューを用意しており、特に近年は、防災に関する講座や保健・医療・予防に関する講座が人気を博しています。
- 講座の詳細については、市のホームページや毎年4月15日号の広報しろいをご覧ください。

【対 象】 市内在住・在勤・在学で、おおむね10人以上の団体やグループ
自治会、PTA、学習グループ及び学校や会社で行う研修会など
※営利や政治・宗教目的の催しなどには利用できません。

【講師の派遣】 原則として毎日午前9時から午後9時まで 1講座90分以内

【場 所】 市内 ※会場の手配・進行は依頼者でお願いします。

【費 用】 無料（材料費等の実費を負担していただく場合があります。）

【申込方法】 開催日の20日前までに企画政策課までお申込みください。

2. 「市民自治」 ～みんなで地域をつくる～

(1) コミュニティ意識の向上

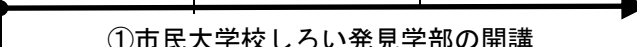
市民が、地域コミュニティ意識を高めるため地域について学習する機会を拡充します。

(1) 地域の魅力発見と地域を知る機会の強化

市民が地域に愛着を持つよう、市民が地域の歴史や地域の取り組みを学び、地域の魅力を再発見することで、地域を知る機会を更に充実させます。

【具体的な事業】 [生涯学習課]

- ① 地域に仲間がいる人、地域活動に意欲を持つ人を増やすことを目的として、市民に様々なテーマで主体的に学習する機会を提供している市民大学校しろい発見学部の開校と充実

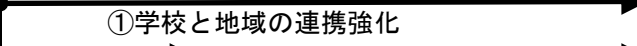
市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
- 学習した人が次の市民活動に移行する。 - 学んだことを実践する。	- 学習を行った市民の受け入れを行う。 - 市民が地域を学ぶ講座をつくる。	- 地域資源の活用 - 地域づくりへの参加	- ミニコミ誌 - 卒業生 - 自治会 - 高齢者クラブ - 地区社協	 ①市民大学校しろい発見学部の開講		

(2) 子ども世代の地域との関わりの強化

子どものころから、地域を意識し愛着を持てるように小中学校の学校教育で、地域や自治会との関わりをもつ機会を増やします。

【具体的な事業】 [学校教育課]

- ① 学校が実施している環境美化活動や防災訓練などを地域と合同で実施

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
- 小中学生に関心を持つ。 - 小中学生を受け入れる。	事業を実施する際に小中学生との連携を念頭に入れる。	事業者として教育に協力する。	- 自治会 - PTA	 ①学校と地域の連携強化		
				①実施方法の検討	実施	

(3) 市のPRの推進

白井市のことを市民のみならず他市他県を含めた多くの人々に知ってもらい、白井市に対して愛着を持つきっかけをつくります。また、外からの評価が上がることで、市民が地域への愛着を高め、地域振興に携わるきっかけになることを期待します。

【具体的な事業】 [企画政策課]

- ① 市のキャラクターである「なし坊」「かおり」を活用したPR活動
- ② 市民と協力しながら白井市の魅力を発信できる方法の検討

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
- 市に関心を持つ。 - 市の魅力のPRを外部に発信する。 - なし坊などの着ぐるみを利用した市のPR	- 市に関心を持つ。 - 市の魅力のPRを外部に行う。	梨や地域産品を通じて、市のPRを行う。	- 自治会 - PTA - 商工会 - JA	①積極的なイベントの参加とPR活動 ②市民と連携したPR方法の検討		

(4) 美しい景観形成の推進

白井市にふさわしい良好な都市景観、田園景観形成を図るため、景観に対しての興味関心が高まることを期待して行う景観写真展と、「景観条例・景観計画」の制定を行い、景観を守ります。

【具体的な事業】 [都市計画課]

- ① 景観意識を醸成するための景観写真展の開催
- ② 都市景観を守るための景観法に基づく「景観条例・景観計画」の制定

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
- 景観意識を持つ - 良い景観、悪い景観について意見を言う。 - 景観形成の取り組みに積極的に参加・協力する。	- 景観意識を持つ - 良い景観、悪い景観について意見を言う。 - 景観形成の取り組みに積極的に参加・協力する。	景観を配慮した事業の展開を行う	- まちづくり団体 - 不動産業者 - 自治会 - PTA	①景観写真展などの景観形成事業の開催 ②景観条例・計画策定作業 策定		

(2) 地域活動に参加しやすい環境づくり

市民が、市民活動やボランティアなどのテーマ型活動や、自治会活動、地区社会福祉協議会の活動などへ参加できる環境づくりを積極的に推進し、地域の様々な人々や団体が地域活動に参加できるようにします。

(1) 団塊シニア世代の活動支援のしくみづくり

団塊・シニア世代がその知識や経験、技能を役立て、地域社会の担い手として、健康で生きがいを持ちながら地域で活躍し、元気に活躍できるまちを築くことをめざし、これまでの市の事業を整理し、一体的に支援するしくみをつくりまします。

【具体的な事業】 [企画政策課 市民活動支援課]

- ① 団塊シニア世代が、地域社会の担い手となることができるように市が支援するためのしくみづくり
- ② 「しろい生涯学習人材バンク登録運用事業」の活用を盛り込んだ新たな「人材バンク」の構築を行い、団塊シニア世代の知識・経験・技能を可視化

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
- 活動を行う。 - 地元企業に関心を持つ。 - 人材バンクに登録する。 - 地域の人に呼び掛ける。	- 今まで参加していない市民を積極的に参加させる。 - 地元企業に関心を持つ - 人材バンクを活用する。 - 人材バンクに登録する。	人材バンクから企業が必要としている人材の活用・雇用を検討する。	- 自治会 - 高齢者クラブ - 地区社協	①調査・研究	しくみづくりの策定	しくみの推進
				②制度調査・研究	既存制度との調整	人材バンクの設立・運用・PR

(2) 自治会・公益的市民活動団体の支援と加入促進

市が、自治会や公益的な市民活動を行う団体を支援するとともに、自治会や団体が実施する公益的な事業や市民活動について、市が積極的に PR を行うことで、市民が自治会・団体への加入・参加するきっかけづくりを行います。

【具体的な事業】 [市民活動支援課]

- ① 自治会や公益的な活動を行っている市民活動団体への市民の加入・参加促進 PR
- ② 自治会や公益的な活動を行っている市民活動団体への補助
- ③ 「白井市住民意識調査」を利用し、活動に参加していない市民の意識調査を実施

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
- 活動を行う。 - 行事に参加する。 - 自治会や市民活動団体に参加する。 - 加入できない、参加できないことの意味を述べる。	- 今まで参加していない市民を積極的に参加させる。 - PRを行う。 - 参加していない人から意見を聞く。		- ミニコミ誌 - 自治会 - 社協	①自治会・市民活動団体の PR	②自治会への補助の実施と補助制度の見直し	
				②団体への補助		
				②団体への補助制度見直し	新たな補助制度での補助	
				③調査	分析	

(3) 市民活動推進センターの機能・規模拡充の検討

市民活動推進センターは、市民活動を行っている団体やこれから市民活動を行おうとする市民が、公益的な市民活動を行うことができるように「情報」「活動」「交流」の場を提供し、市民活動を支援する施設です。

このような中、公益的な市民活動の支援を更に充実させるために、市民活動推進センターの相談窓口、人材育成支援、情報発信等の機能の充実や規模の拡充が求められています。

今後は、これらの課題に対応するため、市民活動推進センターの機能・規模などのあり方とともに公益的な市民活動を行う市民や団体同士の連携・協力をコーディネートする中間支援機能の役割を担う施設となるよう検討します。

【具体的な事業】 [市民活動支援課]

- ① 公益的な市民活動を支援するために市民活動推進センターの機能・規模などのあり方について市民活動団体を交えて検討
- ② 今までに実施している個人・市民活動団体への情報提供、交流機能に加えて、団体間相互の連携・協力をコーディネートし、中間支援施設としての役割を担う施設となるための機能の検討

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
- 市民活動推進センターを利用する - 市民活動に関心を持つ・自治会や市民活動団体に参加する。	- 団体間の連携を意識し、情報交換を行う。 - 地域での活動を意識し、自治会との連携を強化する。 - どのような支援が必要なのかを伝える。 - どのような推進センターがあればより公益的な活動ができるのか検討する。 - 自分たちの課題意識や活動内容をわかりやすく発信する。		- 利用者 - リピーター - 自治会 - 地区社協	①推進センターの規模・機能調査		
				①団体・利用者とのあり方・検討		
				②運営団体への研修費助成		
				②運営団体の自主事業の実施		
				②団体との意見交換		

(4) 市民活動団体認証制度の研究

公益的な市民活動を行う団体の活動における信用、信頼を高めるために、市が認証を行う制度を研究し、構築します。

公益的な市民活動を継続的に行っている団体や市民を認証することで、今後更に市民活動に取り組む人が増えることを目指します。

【具体的な事業】 [市民活動支援課]

- ① 公益的な市民活動を継続的に行っている団体や市民を認証する市民活動団体認証制度の研究・構築

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
- 市民活動を継続的に行う。 - 市民活動に関心を持つ。 - 公益的な市民活動を評価する。	- 市民活動を継続的に行う。 - 市民との連携を意識する。 - 市と連携する。	公益的な市民活動をしている団体を評価する。		①制度の研究	策定	実施

(5) 市民活動保険制度の創設

市民が実施する市民活動に対して、市民活動（損害・賠償）保険について、市が保険者としてまとめて加入することで、市民が市民活動を行う際に参加しやすい環境を整備します。

【具体的な事業】 [市民活動支援課]

- ① 市民活動保険制度の研究と創設

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
市民活動を継続的に行う。	市民活動を継続的に行う。			①制度の研究	新設	実施

(3) 地域のリーダーになる市民の養成

地域における市民活動や地域活動が広がるためには、いろいろな団体や人をつなげる市民や団体が必要です。市は、地域の人や団体の架け橋となり、地域の様々な団体が参加する活動をコーディネートする市民を養成します。

(1) 地域コミュニティリーダーの養成

地域で、合意形成や相互理解に向けて深い議論がなされるよう調整する役割を担える地域コミュニティのリーダーを養成するため、市民や自治会員を対象とする講座を実施します。

【具体的な事業】 [市民活動支援課 企画政策課]

① 市民ファシリテーター養成講座の開催

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
- 地域に興味を持つ。 - 地域の人に呼び掛ける。 - 地域の団体を知る。	- 今まで参加していない市民を積極的に参加させる。 - 地域の団体と交流をする。	- 地域への関心を高める。 - 地域のイベント等に参加し、地域に存在をPRする。 - 地域の団体との交流を深める。	- リピーター - 自治会 - 高齢者クラブ - PTA - 社協	①調査・研究	養成講座の開催	検証

(2) 市民活動コーディネーターの養成

市民間、団体間の活動をコーディネートできる市民を養成するため市民を対象とする講座を実施します。

【具体的な事業】 [市民活動支援課]

① 市民ファシリテーター養成講座の開催

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
- 地域に興味を持つ。 - 地域の人に呼び掛ける。 - 地域の団体を知る。	- 団体を知る。今まで交流していない団体と交流をする。 - 団体運営に必要な知識を学ぶ。	地域の団体と交流する。	地域の団体と交流する。	①調査・研究	養成講座の開催	検証

(4) 地域の課題解決のための地域のしくみと環境づくり

小学校区などの広域な区域において、自治会を中心とした様々な市民団体が集まることで、情報の共有が図れ、地域の課題解決のきっかけとなります。市は今後とも地域課題の解決のため、自治会を中心とした地域のネットワークを推進します。また、地域事業者が、地域の一員として地域コミュニティや市民活動団体、行政と交流を深めるためのきっかけづくりを支援します。

(1) 小学校区を基礎としたまちづくり組織の設立

小学校区などの広域な区域において、自治会長や地区社会福祉協議会などの地域の様々な団体が主体となり、情報交換や地域課題に着目し、解決するための取り組みを検討・実施するまちづくり組織の設立を推進します。

【具体的な事業】 [市民活動支援課 企画政策課]

- ① 自治会等長意見交換会をきっかけとして、地域の課題について話し合う環境の場を提供
- ② 小学校区などの広域なエリアで地域課題に解決のできる協議会組織を創設し、運営を支援
- ③ 市民が、地域や地域の特徴について勉強する機会を支援するとともに、地域と一緒に地域のあり方や資源について調査し、地域の課題を明確化
- ④ 小学校区などの地域で、地域を担う地域づくりを担う者が一堂に会し、地域の課題についてフォーラムを開催し、明らかとなった地域の課題を市民と共有
- ⑤ 地域のまちづくりについて、課題をもとに小学校区で計画を策定し、地域経営の目標に設定
- ⑥ 各小学校区に地域担当職員を配置し、地域の課題解決を支援
- ⑦ 市が地域に交付している様々な補助金・交付金を一括化し、地域が自由に利用することができる交付金の制度への見直し検討

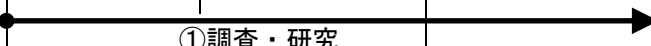
市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
◆地元企業に関心を持つ ◆自分たちで課題を見つける。 ◆地域と意見を交換する。 ◆地域の課題を議論する。 ◆	◆自分たちで課題を見つける。 ◆地域と意見を交換する。 ◆市民活動団体等が自身の団体の活動の枠だけでなく、他団体との連携をして、自身の団体の目的と同時に地域課題の解決等に向けた協力と参加 ◆地域から提案をする。 ◆各種市民団体等が交わり、複数の団体が一緒になって課題解決に向け話し合い、地域をリードする人(団体)をつくる。 ◆市民活動に取り組む市民を後押しする。 ◆市民活動推進センターと農協が協力して交流イベントを企画する。	◆地域活動に参加する。 ◆産業経済団体と地域が協力して交流イベントを企画する。	◆ミニコミ誌 ◆自治会 ◆高齢者クラブ ◆PTA ◆社協	①自治会等長意見交換会の開催 ②まちづくり協議会の調査・研究 ②地域コミュニティを考えるフォーラムの開催 ②まちづくり協議会設立のはたらきかけ（モデル地区） ②組織化 ③地域（小学校区）課題の研究 ④地域でのフォーラムの開催 ⑤地域経営計画の検討 ⑥地域担当職員制度の調査・研究 ⑦地域への補助制度の新設・統合の検討 ⑦地域への一括交付金制度の調査・研究	制度化	

(2) 地域コミュニティ活動支援のための財源確保策の検討

公益信託制度、1%支援、地域コミュニティ税など地域コミュニティの活動を支援するための財源確保のしくみを検討します。

【具体的な事業】 [市民活動支援課]

① 地域コミュニティ活動支援のための財源確保策の検討

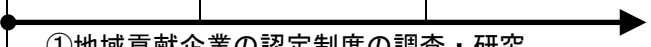
市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
地域コミュニティ活動に関心を持つ。	- 利用しやすい制度について市と協議する。 - 制度を積極的に活用し、安定的な財源確保を意識	- 地域コミュニティ活動への関心を高める。 - 地域に支援できることを検討する。		 ①調査・研究		

(3) 企業の社会貢献活動（CSR）支援策の検討

地域貢献の視点で雇用や環境保全活動に取り組んでいる事業者を発掘し、PRすることによって市民に喜ばれる企業の更なる成長や発展を支援する制度を検討します。

【具体的な事業】 [商工振興課]

① 地域貢献企業の認定制度の研究と構築

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
- 地元(市内)の事業者をもっと知る。 - 地元(市内)のものやサービスを利用する - 地元(市内)での就業を考える。 - 経験や能力を地元に戻元する。	事業の実施にあたって、事業者との連携を検討する。		ミニコミ誌	 ①地域貢献企業の認定制度の調査・研究		

(4) 空き店舗などの民間施設の有効活用

市民活動団体が拠点として空き店舗などが利用できるよう情報提供を行います。

【具体的な事業】 [市民活動支援課]

① 市内の空き店舗情報の一元的管理と提供の検討

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
事業者が提供した施設を積極的に利用する	事業者が提供した施設を積極的に利用する。	情報の提供に努める。	- 不動産業者 - 市民活動団体	①実施方法の検討		
					①不動産業者との情報交換	
					①情報の提供	



■市のゴミゼロ運動にあわせて、工業団地内の市道の環境保全活動を行う事業者



3. 「市民協働」 ～共有と信頼で築く～

(1) 協働のしくみづくり

環境、子育て、福祉、まちづくり、国際交流など、さまざまテーマにより専門性を活かした公益的な市民活動が増えてきており、今後は、市民との協働のまちづくりを進めるための総合的なしくみづくりに取り組みます。

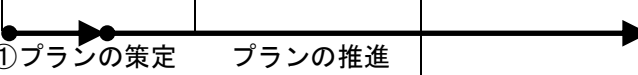
また協働の目的を明確にし、活動の結果や成果がどうだったのかについて、一定の基準に沿って評価し、見直すしくみを整備します。

(1) 協働のルールづくり

市が今まで取り組んできた協働について整理するとともに、これからの協働のまちづくりを段階的に広げ、市民参加・協働のまちづくりを目指します。

【具体的な事業】 [市民活動支援課]

① 市民参加・協働のまちづくりプランの策定とプランの運用

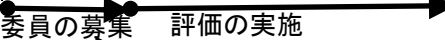
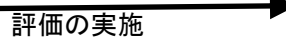
市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
- 市の呼びかけに対して積極的に参加する。 - 市民参加・協働を実践する。	- 市の呼びかけに対して積極的に参加する。 - 市民参加・協働を実践する。 - 活動を増やす	連携を意識する。		 ①プランの策定	プランの推進	

(2) 市民との協働の外部評価の実施

市民と市が実施する協働事業と協働推進のための施策の進捗状況について、毎年評価をします。評価は、市の内部評価に加えて、協働のパートナーである市民を中心とした審議会を設置し、評価・公表します。

【具体的な事業】 [市民活動支援課]

① 公募市民・市民活動団体・事業者団体・学識経験者で組織される白井市市民活動推進委員会が、市が実施する市民との協働事業及び協働を推進するための施策の進捗状況について評価・公表

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
- 市政に関心を持つ。 - 地域活動、市民活動を行う。	- 市民参加・協働を実践する。 - 活動を増やす	市政への関心を深める。	ミニコミ誌	 ①組織の検討	 委員の募集	 評価の実施
				①評価基準の作成		

(3) 協働の推進体制の構築と市民協働に対応した庁内組織の改編

市長を本部長とする「(仮称) 白井市市民協働推進本部」、市職員で構成される「(仮称) 市民協働推進会議」を設け、市民との協働を全市的、全庁的に実践、推進する体制を構築します。

また、市民協働に関する事業を更に幅広く展開するために、市民協働を推進するための事業を企画・管理する担当部門の強化を図ります。

【具体的な事業】 [市民活動支援課 総務課]

- ① 白井市市民協働推進本部・市民協働推進会議による本部体制を構築し、全市的、全庁的に市民との協働を推進する体制の組織化
- ② 市民との協働を推進するため、市民の意見が反映されやすい組織の研究
- ③ 市民協働を推進するために、担当する組織と体制の強化

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
• 市政に関心を持つ。 • 地域活動、市民活動を行う。 • 市民参加する。	• 協働を実践する。 • 活動を増やす。	• 市政への関心を深める。	• 市民一般	①本部体制の検討 本部体制における協働の推進 ②市民の意見が反映されやすい組織の研究 ③担当する組織と体制の強化		

(2) 協働のモデルづくり

市民との協働における課題として、そこで、市民、地域、事業者と市の市民参加・協働の効果が非常に高い事業をモデル的に実践します。また、協働と行政改革の観点から市が実施している事業について、市民活動団体や事業者等からの事業提案をしてもらう提案型協働事業制度を創設します。

(1) 協働モデル事業の実施と発信

協働を実践するために防犯・防災活動や福祉活動など、市民の関心が高い、または市と地域が一緒に取り組みやすい事業において、担当課と各課に配置した市民協働推進員を中心として、モデル事業として取り組み、協働の実践事例を増やします。

実施したモデル事業や各課で実施した協働の事例は、これから協働により事業を展開する際に参考となるように、協働の事例内容や協働による事業実施における注意点を記載した協働の手引書を作成し、市職員や市民に対して紹介し、協働事業がより行われることを期待します。

【具体的な事業】 [市民活動支援課 各課]

- ① 協働のモデル事業の実施
- ② 協働の手引書・協働の事例集の作成と市民・市職員への周知

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
- 協働について、関心を持つ。理解する。 - 協働のモデル事業に積極的に参加する。	- 協働事業を実施する。 - 市民に対して、協働の実例や事例をPRし、協働について市民がわかるようにする。 - 協働のモデル事業を企画する。		- 自治会 - 高齢者クラブ - PTA - 地区社協	①モデル事業の検討・選定	実施 ①モデル事業のPR ②モデル事業発表会の開催	②協働の事例集の作成と公表 ②協働の手引書の改定と公開

(2) 協働事業提案制度の拡充

既存の事業や新規の事業において、市民が市と協働して、または市が市民と協働して事業を実施したい場合に、市民、市いずれの提案であっても協働して事業を展開することができるしくみをつくります。

【具体的な事業】 [市民活動支援課]

- ① 現在、市が実施している提案型の市民団体活動支援補助金の内容を見直し、市民提案型の協働事業提案制度に改編
- ② 行政提案型の協働事業提案制度の新設
- ③ 協働事業提案制度実施事業の発表会の開催

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
- 協働したい事業について、市に積極的に提案を行い、事業を行う。 - 市の提案に興味を持つ - 提案事業に関心を持つ。	- 協働したい事業について、市に積極的に提案を行い、事業を行う。 - 市の提案事業で協働する。 - 発表会で発表する。	- 協働したい事業について、市に積極的に提案を行い、事業を行う。 - 市の提案事業で協働する。	- 自治会 - 高齢者クラブ - PTA - 社協	①見直し・検討	制度化	実施

(3) 民間活用による協働事業の検討

行政改革の観点から、市の事業を見直し、現在、市が実施している事業において、市民が単独で実施することを希望する事業について、市民と市の役割分担により委託等により市事業の外部化を目的とする計画策定を検討します。

【具体的な事業】 [財政課]

- ① 公共サービスの民営化を目的として策定する（仮称）アウトソーシング計画の策定検討

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
公共サービスを運営する団体、企業に関心を持つ。	団体が実施できる公共サービス事業を積極的に提案する。	事業者が実施できる公共サービス事業を積極的に提案する。		①計画策定を検討		

(3) 職員の意識改革・能力形成と職場環境づくり

職員全員が市民参加・協働によるまちづくりについて考え、行動することができるよう、今後とも職員研修会などを通じて協働についての意識改革を行います。また、市と地域をつなぐ協働のコーディネーターとして専門的な知識や技能を持った職員の育成を行います。

(1) コーディネート型職員の育成

職員は、これまでの事業のやり方から、市民参加・協働により、事業をコーディネートする仕事のやり方へと進化・成長することが求められています。

市は、職員が事業の実施にあたり、市と地域、市民をつなぎ、コーディネートするために必要な技能について研修を行い、コーディネート型の職員を育成し、市民参加・協働のまちづくりを目指します。

【具体的な事業】 [総務課 市民活動支援課]

- ① 市民参加・協働研修の実施
- ② 会議運営・ファシリテーション手法の研修の実施
- ③ 政策法務研修の実施

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
				①・②・③ 国・県の研修に参加		
				①・②・③ 調査・研究		
				①・②・③ 順次実施		

(2) NPO・ボランティア活動への理解と参加の推進

市職員は、今後の市の事業をより効果的なものとし、白井市における協働をさらに推進するため、協働のパートナーである NPO などの市民活動団体やボランティアの活動をより理解する必要があります。

市は、職員の NPO・ボランティア活動への理解と参加の推進を図ります。

【具体的な事業】 [総務課]

- ① NPO・ボランティア活動体験研修や中間支援組織 NPO への職員派遣の検討
- ② 市が制度化しているボランティア休暇制度の周知と推進

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
• NPO・ボランティア活動を行っている職員を評価する。	• NPO・ボランティア活動を行っている職員を評価する。 • 職員を受け入れる。	• NPO・ボランティア活動を行っている職員を評価する。	• 中間支援を行う NPO		① 研修手法の検討 ①派遣の検討	
				② 周知と推進		

(3) 地域コミュニティ活動実績の把握と活用

市は、地域コミュニティ活動を推進するため、まず市職員が積極的に地域活動を行う必要があると考えます。地域コミュニティ活動を率先して実施する職員の実態を把握し、その経験を活かした活用について検討します。

【具体的な事業】 [総務課]

- ① 地域コミュニティ活動実績の把握と活用の検討

市民の取り組み				実施スケジュール		
市 民	市民活動団体	事業者	仲間・応援してくれる人	短期 (H24～H25)	中期 (H26～H27)	長期 (H28～)
• NPO・ボランティア活動を行っている職員を評価する。	• NPO・ボランティア活動を行っている職員を評価する。	• NPO・ボランティア活動を行っている職員を評価する。	• 自治会 • NPO		① 地域コミュニティ活動実績の把握	
				① 経験を活かした活用の検討		

第5章 響きあう市民参加・協働のために

本市は、「響きあいみのりある協働のまちしろい」をテーマとして「市民参加」「市民自治」「市民協働」の目指す姿の達成に向けて、市民参加・協働の視点を取り入れた市政の運営を行います。

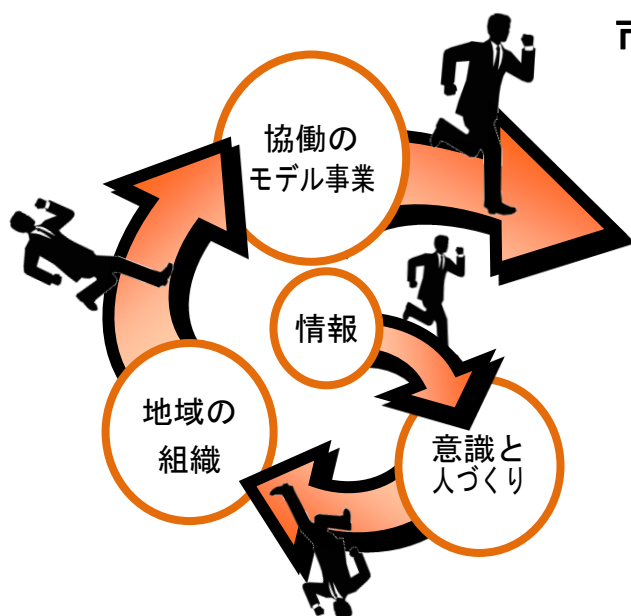
市民参加・協働を推進するために、33の事業を段階的に展開していきますが、これらの事業を市が段階的に展開することで、第4次総合計画後期基本計画のそれぞれの事業が、市民参加・協働の視点によって、より効果的に推進されることを目指しています。

市はこれらの取り組みを通じて、白井市において、段階的に市民自治が実現することを目指しています。

1. 重点的な取り組みと段階的な実施

市は、後期基本計画における事業が市民参加・協働の視点でより効率的かつ効果的に実施されるよう次の市民参加・協働を推進する政策を重点的な取り組みと位置付けます。

また、重点的な取り組みを実施するにあたっては、後期基本計画における 234 それぞれの事業において、市民と市が段階的に連携・協働し、段階的に市民自治が達成される状態を強く意識しながら実施します。



市民参加・協働の推進

重点的な取り組みを段階的に繰り返し実施することで、各事業における市民参加・協働の取り組みを強化し、より質の高いレベルで実現していきます。

(1) 情報

市民と市が市民参加・協働を行うためには、まずお互いのことを「知る」必要があります。市は、「情報提供施策の推進に関する基本方針」を制定し、市の情報提供を積極的に進めるところですが、更にインターネットなどの情報通信技術を利用した情報提供について研究し、より容易に市民が市の情報に接し、市を知るきっかけづくりを重点的に取り組みます。

また、市民も市について、関心を持ち、市が実施する情報提供に積極的に関与していくことが必要です。

■重点的な取り組み

- ・ ICT（情報通信技術）を活用した情報提供の充実
- ・ なるほど行政講座の充実
- ・ 事業説明・発表会の開催

(2) 意識と人づくり（市民・市職員）

市民と市が市民参加・協働を行うためには、それぞれの担い手である市民・市職員お互いが、今までの認識をあらため、新たな意識のもとで事業を実施する必要があります。

また、意識を変えるためには、講座や体験などの技能研修が効果的であることから、市民と市職員を対象とした意識を変えるため、かつ必要な技能を得るための研修を重点的に取り組みます。

■重点的な取り組み

【市民の意識づくり・人づくり】

- ・ 地域の魅力発見と地域を知る機会の強化
- ・ 地域コミュニティリーダーの養成
- ・ 市民活動コーディネーターの養成

【市職員の意識づくり】

- ・ コーディネート型職員の育成
- ・ NPO・ボランティア活動への理解促進

（３）地域の組織

市民と市の市民参加・協働を拓げるためには、市民参加・協働に適した環境が必要です。市民自治の地域社会の確立を実現するためには、小学校区などの広域な区域で、自治会や地区社会福祉協議会などの地域の様々な団体が集まり、意見交換や地域の課題の発見と解決に向けた取り組みが重要と考えます。

市は、地域の団体の連携を深めるとともに、ネットワークが構築できるよう重点的に取り組みます。

■重点的な取り組み

- ・小学校区を基礎としたまちづくり組織の設立

（４）協働のモデル事業

市民と市の市民参加・協働を拓げるためには、現在、実施している事業に留まらず、新たな市民参加・協働の事業につなげるためのきっかけづくりが必要です。

市は、地域防災や地域福祉といった地域が関与する事業で、協働を行うことの効果が非常に高い事業をモデル的に実施することで、協働の利点を理解し、また、そのモデル事業や過去に実施した事業のうち、新たな事業展開において、モデルとなる事業について、積極的に市民に発信していきます。

この取り組みを通じて、今までよりも高度な情報提供を市民に実施し、より高いレベルでの市民参加・協働が実現することを目的とします。

■重点的な取り組み

- ・協働モデル事業の実施と発信
- ・協働事業提案制度の拡充

Topics 白井市の取り組み

自治会等長意見交換会における市民参加・協働の段階的な取り組み

【事業の概要と取り組み】

住み良い地域社会を築くため、地域の課題解決及び地域コミュニティの活性化や自治会活動の活性化を図ることを目的として、小学校区単位の自治会長の意見交換会を平成 18 年 3 月から開催しています。

平成 20 年度には、短期目標である市内全小学校区において自治会等長が定期的に意見交換会を行う「地域懇談会」を組織しました。



■自治会等長意見交換会（地域懇談会）



■防災マップづくり

平成 21 年度からは、中期目標に向け、地域課題について具体的な話し合いを進め、平成 22 年度は「防災と高齢化」を主要テーマに、その対応策について地区社会福祉協議会や民生委員なども交え意見交換を行いました。

そして、平成 23 年度は前年度に引き続き、防災対策に重点を置き、その対策の一環として「防災マップ」を作成し、自らの自主防災訓練等に活用することと、市の「防災ハザードマップ」の基礎資料とする取り組みを行っています。

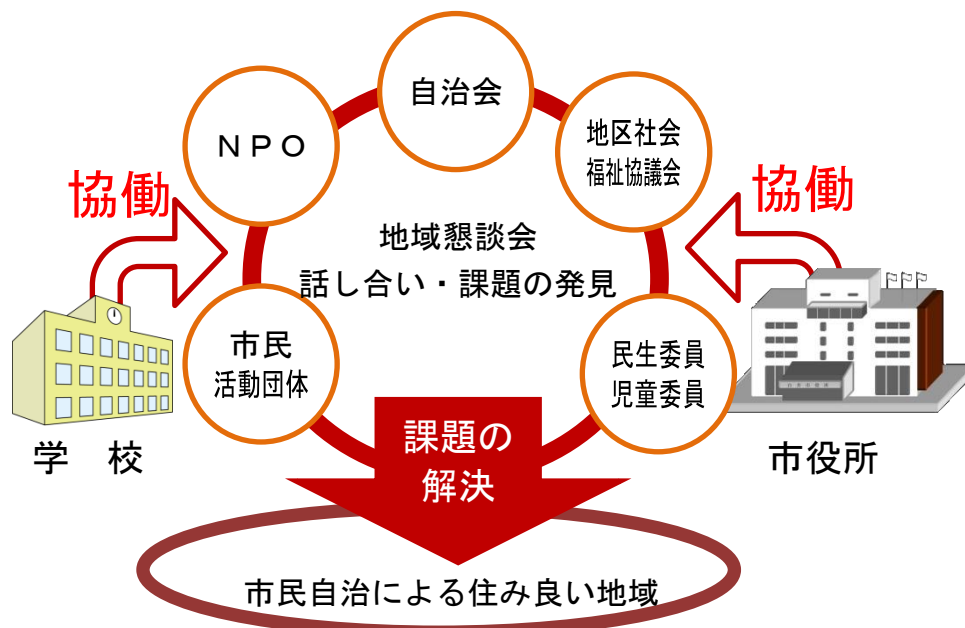
【事業の目指すもの】

短期目標・・・全小学校区に自治会等長による地域懇談会を設置します。（情報共有）

中期目標・・・自治会の連携を軸に市民活動団体や事業者など連携した小学校区単位の地域コミュニティを構築し、地域の課題解決に向けた取り組みを行います。

（意識の共有・地域づくり）

最終目標・・・活き活きとした市民自治の地域社会を確立します。（市民自治の構築）



2. 評価と推進体制

プランは、第4次総合計画後期基本計画が、市民参加・協働の視点によって、より効果的に推進されることを目指しています。

評価は、市職員により組織される「(仮称)市民協働推進会議」が、事務事業評価と併せて自ら評価を行います。

また、公募市民、市民活動団体、事業者支援団体、自治会長、学識経験者等などの市民で組織する「(仮称)市民協働推進委員会」は、実施計画事業における市民参加・協働の進捗状況や市民参加・協働を推進するための取り組みの実施状況などについて、市民の視点で評価します。

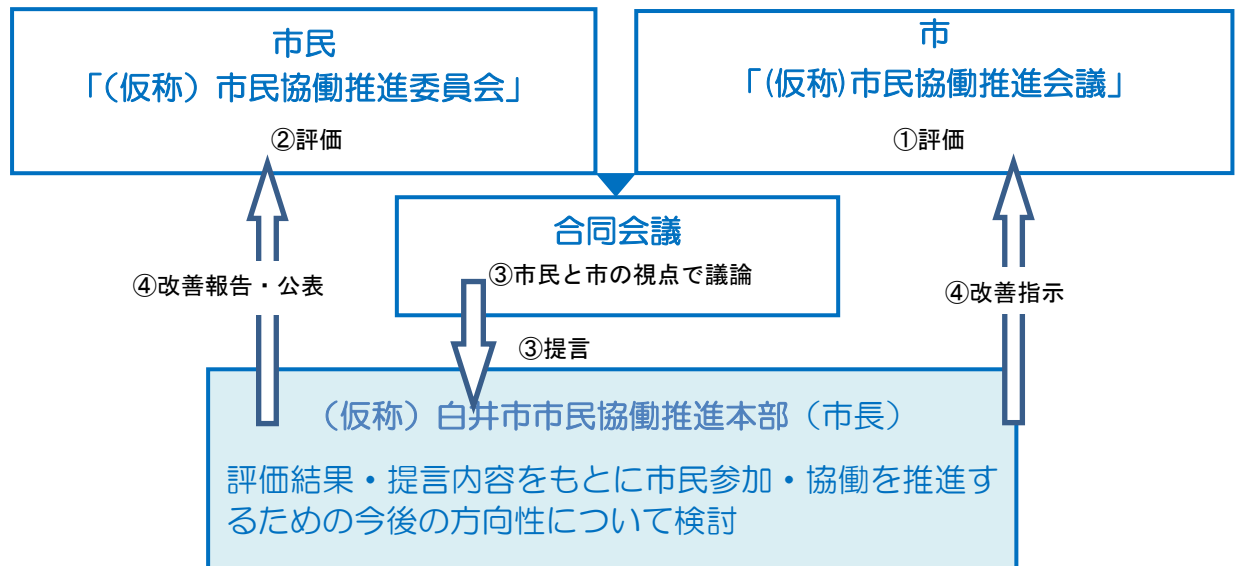
それぞれの評価結果をもとに、市民と市職員が合同会議を開催し、市民参加・協働の推進について、議論を行い、その結果を市長が本部長となる「(仮称)白井市市民協働推進本部」に提言します。

白井市市民協働推進本部は、提言をもとに、市民協働を推進するための今後の方向性について検討し、改善策を各課に指示をするとともに、市民に公表を行います。

■組織と役割

名 称	(仮称)白井市協働推進本部	(仮称)市民協働推進委員会	(仮称)市民協働推進会議
構成員	市長、副市長、各部長	公募市民、自治会長、市民活動団体、学識経験者、事業者支援団体等	市職員
役 割	● 市民協働推進に関する施策の総合的な推進に関すること ● 市民協働の推進を各課及び協働推進委員に指示	● 協働のまちづくりを推進するための調査・研究 ● 市民参加・協働事業の実施状況の評価 ● 市民参加・協働を推進するための取り組みの実施状況の評価	● 市民参加・協働事業の実施状況の評価 ● 市民参加・協働を推進するための取り組みの実施状況の評価 ● 各課が実施する新規事業における市民参加・協働の実現性の評価
		合同会議 ● 市民の視点、市の視点により評価した評価結果について議論し、市民参加・協働を推進するための方向性について白井市協働推進本部に提言 ● 協働提案型事業の提案事業の審査	

■市民と市の「響きあい」による市民参加・協働の実現



【資料編】

- 市民参加・協働のまちづくりプラン策定会議委員名簿及び要綱
- 市民参加・協働のまちづくりプラン庁内策定部会委員名簿及び要綱
- 市民参加・協働のまちづくりプラン策定プロセス
- 市民参加・協働のまちづくりプラン策定スケジュール

■ (仮称)市民参加・協働のまちづくりプラン策定会議委員名簿 (敬称略)

任 期 平成 23 年 7 月 28 日から平成 25 年 2 月 25 日

会議の回数 12 回開催

	氏 名	選出区分	備 考
会 長	関谷 昇	学識経験者	千葉大学法経学部准教授
副会長	星野 隆史	市民活動団体	白井 CB 研究会
委 員	市川 温子	公募市民	
〃	菊地 正夫	〃	
〃	佐野 運吉	〃	
〃	松川 輝雄	〃	
〃	渡辺 悦生	〃	
〃	金子 龍治	市民活動団体	
〃	齊藤 和博	事業者を支援する団体	西印旛農業協同組合
〃	古山 洋祐	〃	白井市商工会
〃	赤間 賢二	〃	白井市社会福祉協議会
〃	辻 利夫	学識経験者	NPO まちぽっと事務局長



(仮称)市民参加・協働のまちづくりプラン策定会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 地域づくり活動などの市民活動の取り組みを推進し、市民と行政の参加・協働のまちづくりを実現するための(仮称)市民参加・協働のまちづくりプランを策定するため(仮称)市民参加・協働のまちづくりプラン策定会議(以下「策定会議」)を設置する。

(組 織)

第2条 策定会議は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) 市民一般 | 5名以内 |
| (2) 市民活動等を実施する団体に属する者 | 2名以内 |
| (3) 事業者支援団体に属する者 | 3名以内 |
| (4) 学識経験者 | 2名以内 |

(職 務)

第3条 策定会議は、次の事項を審議検討する。

- (1) (仮称)市民参加・協働のまちづくりプランの策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(任 期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からプラン策定が完了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 策定会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、策定会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けた時はその職務を代理する。

(会 議)

第6条 策定会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(事 務 局)

第7条 策定会議の事務局は、市民経済部市民活動支援課に置く。

(雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に必要な事項は、会長が策定会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

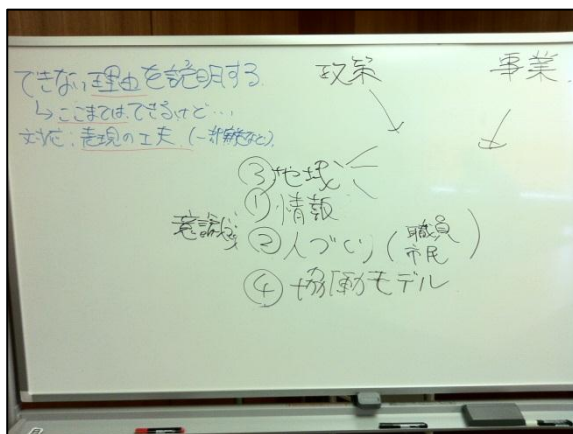
この要綱は、平成23年7月6日から施行する。

■ (仮称) 市民参加・協働のまちづくりプラン庁内策定部会委員名簿

任 期 平成 23 年 7 月 28 日から平成 25 年 2 月 25 日

会議の回数 19 回開催

	課 名	平成 23 年度委員	平成 24 年度委員
会 長	生涯学習課	松岡 正純	松岡 正純
副会長	企画政策課	相馬 正樹	相馬 正樹
委 員	市民安全課	豊田 直史	豊田 直史
〃	農 政 課	谷嶋 喜一	谷嶋 喜一
〃	商工振興課	森山 健 (交代)	川村 俊男
〃	社会福祉課	岡田 武雄 (交代)	青木 賢一 (新規)
〃	健 康 課	金子 由美 (交代)	宇田川淳子 (新規)
〃	都市計画課	川村 俊男	黒澤 亨 (新規)
〃	環 境 課	田中 清一 (交代)	香取 幸子 (新規)



(仮称)市民参加・協働のまちづくりプラン庁内策定部会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 (仮称)市民参加・協働のまちづくりプランの策定にあたり、市民参加・協働施策や事業などに関し、必要な事項を審議・検討し、素案を策定するため、(仮称)市民参加・協働のまちづくりプラン庁内策定部会（以下「策定部会」という）を設置する。

(組 織)

第2条 策定部会は、委員9名以内をもって組織する。

2 委員は別表2に掲げる課の課長等が推薦するものをもって充てる。

(職 務)

第3条 策定部会は、次の事項を審議検討する。

- (1) (仮称)市民参加・協働のまちづくりプランの素案策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(任 期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からプラン策定が完了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 策定部会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、策定部会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けた時は、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 策定部会は、会長が召集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(事 務 局)

第7条 策定部会の事務局は、市民経済部市民活動支援課に置く。

(雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定部会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

部局	関係課
総務部	企画政策課
市民経済部	市民安全課・農政課・商工振興課
健康福祉部	社会福祉課・健康課
環境建設部	都市計画課・環境課
教育委員会	生涯学習課

■市民参加・協働のまちづくりプラン策定プロセス ～市民参加で策定～

市民参加・協働のまちづくりプランの策定は、積極的に市民参加の方法を採用して市民とともに策定しています。

- 【主な市民参加】
1. 審議会 ①策定会議（市民）12回 ②合同ワークショップ
 2. 意見交換会2回
 3. パブリックコメント（意見公募） 31日間

- 策定作業開始にあたり、市民参加・協働の研修会を開催
- 策定にあたり、地域のまちづくり講演会を開催し市民に協働のまちづくりをPR

■ 策定の流れ

1. プランの策定にあたっては、全体の方向性を策定会議委員と市職員の合同ワークショップで決定。
2. 具体的な事業や実現性について市職員による庁内策定部会において検討。
3. 検討結果について、あらためて策定会議委員と市職員の合同会議により審議・議論を行い、そのうえで、合意に基づき決定。

【合同ワークショップ】（策定会議及び庁内策定部会）：方向性を議論・検討

【庁内策定部会】：市の具体的な事業・実現性について検討

【合同会議】（策定会議及び庁内策定部会）：策定部会の報告をもとに議論

① 審議会（市民参加・協働のまちづくりプラン策定会議） ・職員との合同ワークショップ

市民・市民活動団体・事業者、学識経験者の委員12人からなる「（仮称）市民参加・協働のまちづくりプラン策定会議」の委員と、職員からなる「（仮称）市民参加・協働のまちづくりプラン庁内策定部会」が、公開で合同ワークショップを開催し、課題や推進施策などについて議論

市民参加・協働のまちづくりプラン策定会議は、12回開催し、うち10回を市職員との合同ワークショップで実施



② 意見交換会

市民参加・協働のまちづくりプラン素案について、地域のまちづくりの中心になって活動している自治会、市民活動団体、PTA、高齢者クラブなどの代表者で組織される市民活動推進委員会委員との意見交換

意見交換については、白井市市民参加条例における意見交換会として位置付け、公開により実施するとともに、結果についても公開

【第1回意見交換会】

実施日時：平成24年11月13日（火） 午前10時～午後12時20分

場 所：市役所3階会議室2

出席者：11人

【第2回意見交換会】

実施日時：平成24年11月22日（木） 午後1時30分～午後3時30分

場 所：市役所3階会議室2

出席委員：11人

③ パブリックコメント

市民参加・協働のまちづくりプラン素案について、広く公開し、市民一般の人々から意見を聴取することで、市民参加による計画策定と事業のPRを兼ねて実施

意見については、内容を精査したうえで、計画に反映



募集期間：平成24年10月15日（月）～11月14日（水） 31日間

情報提供方法：広報しろい10月15日号、市ホームページ、情報公開コーナー
図書館、各センター窓口に素案及び素案の概要を配架

応募意見：6人 30件

市の対応：素案を修正するもの	4件
既に素案に盛り込んでいるもの	3件
素案には反映できないが、今後の参考とするもの	14件
素案には反映できないが意見として伺ったもの	9件

■市民参加・協働のまちづくりプラン策定スケジュール

市民参加・協働のまちづくりプラン策定会議及び庁内策定部会 合同開催 10 回

市民参加・協働のまちづくりプラン策定会議（市民）単独：2 回

市民参加・協働のまちづくりプラン庁内策定部会 単独：9 回

会議名	日 時	議 題
研 修 会	平成 23 年 7 月 28 日	○市民参加・協働の研修会の開催
第 1 回策定会議	平成 23 年 7 月 28 日	○策定会議について ○策定スケジュール
第 1 回策定部会	平成 23 年 8 月 4 日	○策定方針について ○市民参加・協働の現状と課題
第 2 回策定部会	平成 23 年 8 月 23 日	○策定方針について ○市民参加・協働について（討論）
第 2 回策定会議	平成 23 年 8 月 30 日	○策定方法の見直しについて ○白井市の市民参加・協働の現状
第 3 回策定会議 第 3 回策定部会	平成 23 年 9 月 29 日	○市民参加・協働の現状・課題について （ワークショップ）
第 4 回策定会議 第 4 回策定部会	平成 23 年 10 月 18 日	○市民参加・協働の現状・課題のまとめ （ワークショップ）
第 5 回策定部会	平成 23 年 11 月 30 日	○課題と現状について ○プランの構成について ○プランの目指す姿について（自由討論）
第 6 回策定部会	平成 23 年 12 月 5 日	○プランの課題と現状まとめについて ○第 4 次総合計画後期基本計画の市民参加・協働の取り組み状況帳票イメージについて ○プランの目指す姿について（自由討論）
第 5 回策定会議 第 7 回策定部会	平成 23 年 12 月 13 日	○市民参加・協働の現状・課題のまとめ ○プランによって目指す姿について
第 6 回策定会議 第 8 回策定部会	平成 23 年 12 月 22 日	○市民参加・協働の現状・課題のまとめ ○プランによって目指す姿について ○市民参加・協働を推進するための施策・しくみについて
第 7 回策定会議 第 9 回策定部会	平成 24 年 1 月 26 日	○今後のスケジュールについて ○白井市が市民参加・協働で目指す姿について ○市民参加・協働の推進施策・しくみについて

会議名	日 時	議 題
第 10 回策定部会	平成 24 年 4 月 16 日	○プランの位置付けと進捗状況について ○今後の策定スケジュールについて ○行政と市民のいい関係づくりとは（討論）
第 11 回策定部会	平成 24 年 4 月 26 日	○プランの構成とプランの展開について ○プランの策定と白井市の目指す姿について ○今後のスケジュール
第 8 回策定会議 第 12 回策定部会	平成 24 年 5 月 24 日	○プランの構成とプランの展開について ○プランで目指す姿について
第 13 回策定部会	平成 24 年 6 月 13 日	○プランと総合計画（実施計画）の関係 ○施策の展開と総合計画（実施計画）の関係 ○プランにおける施策と施策の展開 ○市民参加・協働のまちづくりを推進するため どのような意識改革が必要か
第 9 回策定会議 第 14 回策定部会	平成 24 年 6 月 26 日	○プランの構成とプランの展開について
第 10 回策定会議 第 15 策定部会	平成 24 年 7 月 24 日	○プランの構成とプランの展開について
第 16 回策定部会	平成 24 年 8 月 20 日	○プランの構成とプランの展開について ○プランの推進体制について ○プランの素案について
第 11 回策定会議 第 17 回策定部会	平成 24 年 8 月 28 日	○プランの構成とプランの展開について ○プランの推進体制について ○プランの素案について
パブリックコメント （意見公募）	平成 24 年 10 月 15 日 ～平成 24 年 11 月 14 日	○広報しろい、市HP、情報公開コーナー等を通じ、市民に素案について意見を募集。 （市民から 30 件の意見の応募）
意 見 交 換 会	平成 24 年 11 月 13 日	○自治会長、市民活動団体、高齢者クラブ、PTAなどと素案について意見交換会を開催
意 見 交 換 会	平成 24 年 11 月 22 日	○自治会長、市民活動団体、高齢者クラブ、PTAなどと素案について意見交換会を開催
第 18 回策定部会	平成 24 年 12 月 5 日	○パブリックコメント（意見公募）等の結果について
第 12 回策定会議 第 19 回策定部会	平成 24 年 12 月 26 日	○パブリックコメント（意見公募）等の結果について ○プランの名称について
講 演 会	平成 25 年 2 月 17 日	○地域のまちづくり講演会の開催

市民参加・協働のまちづくりプラン

～響きあい みのりある協働のまち しろい～

平成 25 年 2 月

発行/白井市

編集/白井市 市民活動支援課

〒270-1492 千葉県白井市復 1123

電 話 : 047-492-1111 (代)

ファックス : 047-491-3510

<http://city.shiroi.chiba.jp>